

山口県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	2.1E-1				9.5E+1		1.2E+2	216.6
2	アクリルアミド							1.1E-1	0.1
3	アクリル酸エチル							2.2E+2	222.1
4	アクリル酸及びその水溶性塩	1.9E+1						2.8E+0	22.2
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							2.2E+2	222.0
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル								
7	アクリル酸n-ブチル	7.0E+0							7.0
8	アクリル酸メチル							2.2E+2	222.0
9	アクリロニトリル							2.0E+2	199.0
10	アクロレイン		5.6E+3					7.5E+2	6,361.3
11	アジ化ナトリウム	6.1E-1							0.6
12	アセトアルデヒド		3.3E+4					4.1E+3	36,622.0
13	アセトニトリル	1.4E+2						9.2E+2	1,061.2
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル							3.1E-1	0.3
17	o-アニシジン								
18	アニリン							3.3E+0	3.3
20	2-アミノエタノール	1.7E+1			2.5E+4			1.2E+4	37,032.0
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					4.3E+2	3.4E+1		460.7
23	p-アミノフェノール							1.1E-1	0.1
24	m-アミノフェノール							4.9E-2	0.0
25	メトリブジン							4.0E-1	0.4
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							2.0E+0	2.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(アルキル基の炭素数が10から 14までのもの及びその混合物に限る)	6.2E+2			1.5E+5			2.3E+4	176,036.3
31	アンチモン及びその化合物	6.4E-1						3.3E+1	33.5
33	石綿								
34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシ クロヘキシル=イソシアネート								
36	イソブレン							5.6E+3	5,586.0
37	ビスフェノールA	9.1E+0						1.5E+0	10.7
40	ピフェナゼート					6.0E+1			60.0
41	フルトラニル					1.2E+3			1,161.0
46	キザロホップエチル					1.4E+1			14.0
47	ブタミホス					7.7E+1			77.0
48	E P N					4.5E+1			45.0
49	ペンディメタリン					3.0E+2		3.1E-1	295.3
50	モリネート					7.2E+1			72.0
51	2-エチルヘキサノ酸							2.2E-3	0.0
52	アラニカルブ					1.2E+2			120.0
53	エチルベンゼン	3.8E+4	6.3E+4	9.0E+5				9.0E+3	1,014,660.7
54	ホスチアゼート					1.7E+1			16.5
56	エチレンオキシド	2.0E+2						1.0E+2	301.4
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	4.6E+2		9.2E+2				3.1E+1	1,410.2
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	2.1E+1						7.4E+0	28.4
59	エチレンジアミン							6.4E+1	63.5
60	エチレンジアミン四酢酸	5.5E+1			1.7E+2			3.1E+2	536.9
61	マンネブ					6.8E+3			6,800.0
62	マンコゼブ					8.3E+3			8,332.5
63	ジクアドジプロミド					5.4E+2			539.0
64	エトフェンブロックス					9.8E+2	8.8E+1		1,065.4
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテ								
70	エマメクチン安息香酸塩					1.0E+1			10.0
71	塩化第二鉄	5.4E-2							0.1

山口県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
73	1-オクタノール							1.5E-1	0.2
75	カドミウム及びその化合物							3.2E+0	3.2
76	ϵ -カプロラクタム							2.5E-2	0.0
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	5.0E+4	2.3E+5	1.5E+6				3.4E+4	1,770,061.2
81	キノリン								
82	銀及びその水溶性化合物	1.6E+0						9.8E+0	11.4
83	クメン	9.9E+1						6.7E+1	165.6
84	グリオキサール							4.5E-1	0.5
85	グルタルアルデヒド	7.2E+0						1.1E+3	1,064.9
86	クレゾール							6.8E+1	67.5
87	クロム及び3価クロム化合物	1.1E+0						3.9E+1	40.2
88	6価クロム化合物	4.3E+0		2.3E+2					232.9
89	クロロアニリン								
90	アトラジン								
91	シアナジン					5.0E+1		4.8E+0	54.8
92	トルフェンピラド					3.0E+1			30.0
93	メトラクロール					1.7E+2		1.2E+0	168.6
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					3.9E+2			386.5
96	ジフェノコナゾール					3.0E+1			30.0
98	クロロ酢酸							3.6E-3	0.0
99	クロロ酢酸エチル								
100	プレチクロール					1.9E+3			1,887.5
101	アラクロール					2.7E+2			272.0
103	HCFC-142b							1.3E+4	12,771.0
104	HCFC-22							1.7E+5	165,859.7
108	メコプロップ					2.5E+2		8.4E+0	262.4
113	シマジン								
114	インダノファン					1.0E+2			103.6
115	フェントラザミド					3.6E+2			357.2
116	ヘキシチアゾクス					1.0E+1			10.0
117	テブコナゾール					4.6E+2	5.6E+1		516.0
118	ミクロブタニル					6.0E+0			6.0
119	フェンブコナゾール								
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン					6.3E+1			63.0
125	クロロベンゼン	6.3E+1						9.8E+1	161.5
126	CFC-115							6.9E+2	689.9
127	クロロホルム	2.7E+2						1.2E+3	1,435.1
132	コバルト及びその化合物	1.5E+1						4.0E+2	411.0
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	2.4E+2						4.0E-2	238.3
134	酢酸ビニル							3.1E+2	307.1
136	サリチルアルデヒド							2.2E-2	0.0
137	シアナミド					4.0E+0			4.0
138	ジクロシメット					6.0E+0			6.0
139	トラロメリン					1.4E+0	7.7E+0		9.1
140	フェンプロパトリン					1.0E-2	1.1E+1		11.4
141	シモキサニル					3.0E+1			30.0
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	2.6E+1						2.6E+2	281.6
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール							1.1E-1	0.1
146	ピリミホスメチル					4.7E+1			47.0
147	チオベンカルブ					3.7E+3			3,651.0
148	カフェンストロール					3.4E+2			335.5
150	1,4-ジオキサン	3.5E+1						1.2E+3	1,281.1

山口県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					2.8E+3			2,831.1
153	テトラメリン						2.8E+2		278.5
154	シクロヘキシルアミン							2.1E+1	20.8
157	1,2-ジクロロエタン	3.5E+1						1.4E+0	35.9
161	CFC-12							1.2E+4	12,033.6
162	プロピザミド					5.7E+2			572.0
164	HCFC-123							2.0E+3	2,035.4
168	イブロジオン								
169	ジウロン					4.4E+1		2.0E+1	64.2
170	テトラコナゾール					1.2E+1			11.6
171	プロピコナゾール					8.9E+1			88.7
172	オキサジクロメホン					7.3E+2			731.0
174	リニュロン					2.8E+2			283.4
175	2,4-D					1.6E+2			164.8
176	HCFC-141b							2.7E+4	27,104.1
178	1,2-ジクロロプロパン							8.5E-1	0.9
179	D-D					2.7E+3			2,682.0
181	ジクロロベンゼン						5.9E+2	1.4E+5	142,481.4
182	ピラゾキシフェン					1.4E+2			144.0
183	ピラゾレート					7.5E+2		7.5E-2	747.1
184	ジクロベニル					1.9E+2		6.6E+0	192.5
185	HCFC-225							3.8E+3	3,824.6
186	塩化メチレン	1.1E+4						1.3E+0	11,443.4
187	ジチアノン					5.5E+2			554.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン							1.1E+2	109.2
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					1.6E+2		3.9E-1	156.4
193	エチルチオメトン					1.6E+3			1,589.0
194	ホサロン								
195	プロチオホス					6.3E+1			63.0
196	メチダチオン					1.0E+3			1,036.0
197	マラソン					2.2E+2			216.0
198	ジメトエート					1.2E+3			1,249.0
200	ジニトロトルエン								
202	ジビニルベンゼン							1.3E-6	0.0
203	ジフェニルアミン							1.6E-2	0.0
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン							5.0E+0	5.0
206	カルボスルファン					2.8E+1			27.6
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	5.3E+0					8.4E+0	1.2E+1	25.3
209	ジプロモクロロメタン							6.6E+2	658.8
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド							7.0E+2	699.3
211	ハロン-2402							3.5E+2	350.0
212	アセフェート					7.8E+2			785.0
213	N,N-ジメチルアセトアミド	1.5E+2						4.1E+1	191.1
216	N,N-ジメチルアニリン							1.5E+0	1.5
217	チオスクラム								
218	ジメチルアミン	6.4E+1						3.5E+0	67.5
221	ベンフラカルブ					3.5E+2		1.6E+0	353.6
222	フェノチオカルブ								
224	N,N-ジメチルデシルアミン = N-オキシ	3.0E+1			1.3E+4			9.0E+1	13,550.9
225	トリクロロホン					1.0E+3	8.2E+0		1,006.2
227	バラコート					3.9E+2			385.0
229	チオファネートメチル					7.2E+2			720.5
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	2.2E+2							221.3
233	フェントエート					2.6E+2			262.0

山口県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
234	臭素								
236	アイオキシニル					6.0E+1			60.0
237	水銀及びその化合物	2.4E+0						3.5E+1	36.9
239	有機スズ化合物	4.3E-1							0.4
240	スチレン	1.3E+3	2.0E+4	1.0E+2				1.2E+3	22,932.0
242	セレン及びその化合物							1.3E+2	129.7
243	ダイオキシン類							1.1E+3	1,090.2
244	ダゾメット					1.2E+4		1.0E-1	11,760.1
245	チオ尿素							1.2E+2	117.2
248	ダイアジノン					2.3E+3	6.3E+0	7.9E-2	2,336.4
249	クロルピリホス					7.7E+1			76.5
250	イソキサチオン					1.2E+2			124.0
251	フェントロチオン					1.8E+3	4.7E+2		2,311.0
252	フェンチオン					2.5E+2	1.0E+2		349.9
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス								
255	デカブロモジフェニルエーテル								
256	デカン酸							2.3E-3	0.0
257	デカノール							1.1E+2	114.8
258	ヘキサメチレンテトラミン							5.2E+2	522.7
259	ジスルフィラム	7.5E+1							75.0
260	クロロタロニル					1.3E+3			1,331.0
261	フサライド					2.4E+3			2,392.5
262	テトラクロロエチレン	2.5E+3						1.3E-1	2,542.7
266	テフルトリン					2.9E+1			28.5
267	チオジカルブ					2.3E+2			234.0
268	チウラム	1.3E+2				8.9E+2			1,018.2
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	1.3E-1				2.4E+1		1.8E+2	205.5
273	n-ドデシルアルコール							1.9E+1	18.5
275	ドデシル硫酸ナトリウム	1.9E+2			2.3E+4			3.5E+3	26,632.2
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	1.2E+1						3.5E+1	46.9
278	トリエチレンテトラミン	2.3E+0							2.3
281	トリクロロエチレン	3.3E+3						1.3E-1	3,286.3
282	トリクロロ酢酸	2.9E+0						3.8E+1	41.1
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					1.1E+4			10,834.8
286	トリクロピル					7.3E+2			725.0
288	CFC-11							1.5E+4	14,851.7
291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)- 1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリ							2.8E+1	28.2
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					1.4E+3			1,360.5
294	2,4,6-トリプロモフェノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	9.7E+3	1.4E+3					3.5E+2	11,387.9
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5.6E+3	2.2E+4	1.8E+4				2.1E+3	47,082.2
298	トリレンジイソシアネート							1.5E-5	0.0
299	トルイジン							3.6E-5	0.0
300	トルエン	7.2E+4	3.7E+5	5.2E+5				2.6E+4	986,977.7
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	1.3E+1						3.2E+3	3,260.2
305	鉛化合物	2.1E+1		1.3E+3				7.4E+1	1,359.5
308	ニッケル							4.9E+1	48.9
309	ニッケル化合物	4.8E+0						5.7E+2	576.3
312	o- ニトロアニリン								
318	二硫化炭素							3.0E-2	0.0
319	n-ノニルアルコール								

山口県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
321	バナジウム化合物							1.2E+2	122.1
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド								
323	シメトリン					5.0E+1		2.6E+0	52.1
325	オキシシン銅					1.0E+3		9.9E-2	1,010.1
326	クロフェンチジン								
328	ジラム					3.0E+2			300.0
329	ポリカーバメート					7.1E+2		9.1E+2	1,614.3
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) = ペルオキシド							9.1E-2	0.1
331	カズサホス					9.0E+0			9.0
332	砒素及びその無機化合物							1.6E+1	15.9
333	ヒドラジン	3.7E+1						1.2E+3	1,239.3
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル							3.5E+0	3.5
336	ヒドロキノ	1.5E+0						4.1E+2	416.3
340	ビフェニル							5.7E+1	57.4
341	ビペラジン							4.9E+1	48.6
342	ピリジン							8.9E+1	89.1
343	カテコール							3.8E+0	3.8
346	2-フェニルフェノール							2.2E+2	223.4
348	フェニレンジアミン							8.3E-2	0.1
349	フェノール	8.8E+0						5.5E-1	9.4
350	ペルメトリン					5.1E+1	2.5E+2		296.5
351	1,3-ブタジエン		2.8E+4					1.3E+3	29,518.6
354	フタル酸ジ-n-ブチル	4.8E+1		5.3E+2				4.3E+1	618.7
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	9.2E+1		7.7E+1				1.0E+1	179.4
357	ブプロフェジン					1.2E+3			1,150.5
358	テブフェノジド					4.5E+2			446.8
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテ								
360	ベノミル					5.0E+2			500.0
361	シハロホップブチル					6.9E+2		4.5E-2	692.4
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					1.1E+3			1,056.0
364	フェンピロキシメート					1.5E+1			15.0
366	tert-ブチル = ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロパルギット					9.0E+1			90.0
370	ピリダベン					8.0E+1			80.0
371	テブフェンピラド								
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	3.9E+2						2.0E+4	20,777.9
376	ブタクロール					5.4E+3		1.3E-1	5,398.1
377	フラン								
378	プロピネブ					1.7E+3			1,680.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	ブromoジクロロメタン							8.1E+2	814.9
382	ハロン-1301							5.0E+1	50.0
383	ブロマシル					2.7E+2		9.9E-1	269.0
384	1-ブromobロパン							1.2E+1	12.0
385	2-ブromobロパン								
386	臭化メチル					9.1E+3			9,091.3
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム = クロリド	3.6E+1			1.0E+3			1.1E+2	1,152.5
390	ヘキサメチレンジアミン							8.4E-3	0.0
391	ヘキサメチレン = ジイソシアネート								
392	n-ヘキサン	3.9E+4	3.9E+3					1.8E+3	44,197.4
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							2.3E+1	23.4

山口県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1.1E+1							10.6
398	塩化ベンジル							1.1E-1	0.1
399	ベンズアルデヒド		7.5E+3					3.5E+2	7,843.8
400	ベンゼン	1.8E+3	1.0E+5					1.5E+4	116,664.2
402	メフェナセツト					1.8E+3			1,830.0
403	ベンゾフェノン							5.6E-2	0.1
405	ほう素化合物	1.4E+2					2.0E+1	4.6E+4	46,071.2
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までの もの及びその混合物に限る)	2.7E+3			3.7E+5			9.9E+3	380,390.1
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル エーテル	2.9E+1			4.2E+3			3.2E+2	4,522.6
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル 硫酸エステルナトリウム	1.5E+2			3.6E+4			7.7E+3	44,119.9
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル エーテル	4.6E+2			3.5E+3			1.6E+3	5,630.7
411	ホルムアルデヒド	1.1E+3	8.8E+4					6.6E+3	95,468.6
412	マンガン及びその化合物	9.1E-2						4.8E+1	48.0
413	無水フタル酸							1.2E-3	0.0
414	無水マレイン酸							1.6E-1	0.2
415	メタクリル酸	2.9E+0						3.2E+1	35.1
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル							1.5E-7	0.0
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								
419	メタクリル酸n-ブチル							8.4E-1	0.8
420	メタクリル酸メチル							9.5E+1	95.0
422	フェリムゾン					2.3E+3			2,325.0
423	メチルアミン							8.2E-3	0.0
424	メチル=イソチオシアネート								
427	カルバリル					3.5E+2	1.5E+2		495.0
428	フェノブカルブ					1.3E+3	3.3E+2		1,630.4
429	ハロスルフロンメチル					4.4E+2			438.6
430	インドキサカルブ								
431	アゾキシストロビン					2.9E+2			288.0
432	アミトラズ					4.0E+1			40.0
433	カーバム					6.0E+2			600.0
434	オキサミル					8.2E+1			81.6
435	ピリミノバックメチル					3.7E+2			371.2
436	α -メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	2.7E+3					3.2E+1	3.7E+2	3,129.4
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペル オキシド							9.1E-1	0.9
442	メプロニル								
443	メソミル					4.9E+2			491.0
444	トリフロキシストロビン					3.4E+1			33.8
445	クレソキシムメチル					3.4E+2			344.2
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシ アネート	2.8E+2							280.0
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ					1.2E+2		1.4E-2	120.0
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	9.1E+0						3.1E-2	9.2
453	モリブデン及びその化合物	2.1E+1						5.0E+2	523.0
455	モルホリン	2.3E+1						1.0E+2	126.1
456	りん化アルミニウム								
457	ジクロロボス						1.1E+3		1,107.3
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							8.2E-1	0.8
460	りん酸トリトリル							5.5E-4	0.0

山口県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	合計
461	りん酸トリフェニル							8.0E+0	8.0
462	りん酸トリ-n-ブチル							2.0E-2	0.0
合 計		2.5E+5	9.7E+5	2.9E+6	6.3E+5	1.1E+5	3.6E+3	6.3E+5	5,492,118.7

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。